

提供日 2023/11/29
タイトル 有機フッ素化合物（P F A S）存在状況調査結果
担当 暮らし・環境部環境局生活環境課
連絡先 大気水質班
054-221-2253



有機フッ素化合物（^{ピーファス}P F A S）存在状況調査結果

全国各地で高濃度の有機フッ素化合物（^{ピーファス}P F A S）が検出され、静岡市及び浜松市でも、河川等から国が定める暫定目標値を超える値が検出されています。

県では、P F A S の存在状況を確認するため、今年10月以降、県が水質汚濁防止法に基づき調査を実施している環境基準点*27 河川 33 地点で水質調査を実施したところ、暫定目標値（50ng/L）を超過する地点はありませんでした。

1 調査結果

採水時期	調査地点	濃度範囲 (ng/L)		
		P F O S	P F O A	P F O S と P F O A の合計値
令和5年 10月24日 ～11月14日	27河川33地点 環境基準点	<1.0～2.1	<1.0～4.5	<2.0～5.5

- ・結果一覧：別添1参照
- ・調査地点：別添2参照

2 今後の対応

今後も、調査を継続して実施していきます。

※ 水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点

(参考) 県内の調査状況(令和5年11月29日時点)

県内の河川の環境基準点 42 河川 64 地点の調査状況は以下のとおりです。

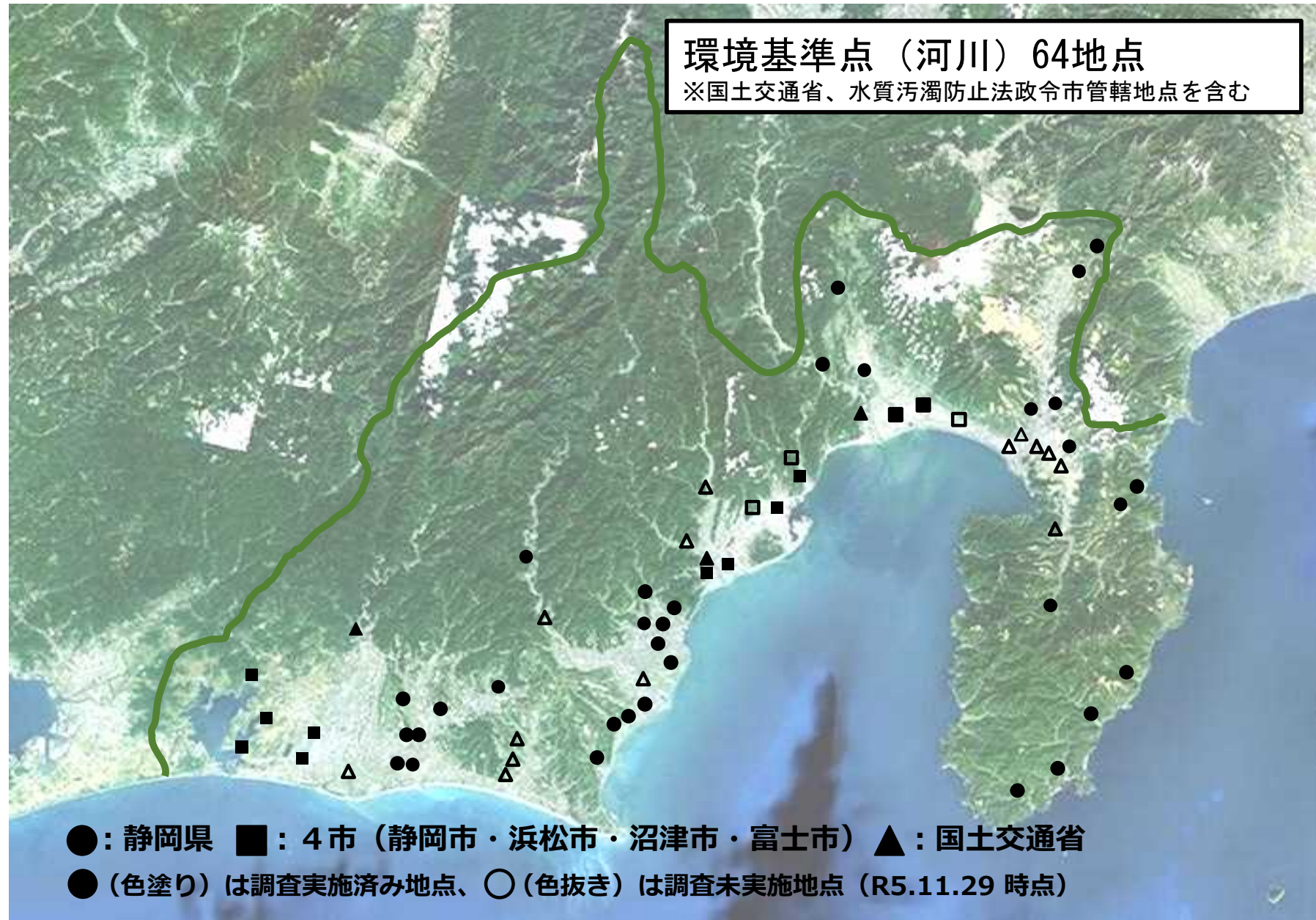
管轄	環境基準点				環境基準点（河川）以外の調査
	地点数	実施数	暫定目標値 超過数	未実施分の対応	
静岡県	33	33	0	—	
静岡市	6	4	0	今後、実施予定	水路1地点、地下水5地点で実施 (超過地点あり、継続調査中)
浜松市	5	5	1	—	河川等22地点、地下水100地点で実施 (超過地点あり、継続調査中)
沼津市	1	0	0	12月中に採水予定	河川2地点実施予定(12月中)
富士市	2	2	0	—	河川等8地点で実施(超過地点なし)
国土交通省	17	3	0	本年度中に実施予定	
合計	64	47	1		

水質調査結果一覧

No.	水域名	測定地点			採水日	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS PFOA 合計値 (ng/L)
		川名	橋名	市町村				
1	伊豆水域	伊東大川	八代田橋	伊東市	11月14日	<1.0	<1.0	<2.0
2			渚橋	伊東市		1.2	<1.0	2.2
3		河津川	館橋	河津町		<1.0	<1.0	<2.0
4		稲生沢川	新下田橋	下田市		<1.0	<1.0	<2.0
5		青野川	加畑橋	南伊豆町		<1.0	<1.0	<2.0
6		白田川	しらなみ橋	東伊豆町		<1.0	<1.0	<2.0
7	鮎沢川水域	鮎沢川	県境	小山町	2.1	1.7	3.9	
8			竹の下えん堤	小山町	<1.0	2.0	3.0	
9	狩野川水域	狩野川	瑞祥橋	伊豆市	10月24日	<1.0	<1.0	<2.0
10		来光川	大土肥橋	函南町		<1.0	<1.0	<2.0
11		大場川	出逢橋	三島市		<1.0	<1.0	<2.0
12		黄瀬川	あゆつぼの滝	長泉町		<1.0	<1.0	<2.0
13	田子の浦水域	潤井川	くすのき橋	富士宮市	1.2	1.3	2.6	
14	富士川水域	芝川	横手沢橋	富士宮市	<1.0	<1.0	<2.0	
15			芝富橋	富士宮市	<1.0	1.3	2.3	
16	志太水域	瀬戸川	勝草橋	藤枝市	10月30日	<1.0	<1.0	<2.0
17			当目大橋	焼津市		<1.0	2.0	3.0
18		朝比奈川	横内新橋	藤枝市		<1.0	1.4	2.4
19		小石川	八雲橋	焼津市		<1.0	3.2	4.2
20		黒石川	黒石橋	焼津市		<1.0	3.0	4.0
21		栢山川	一色大橋	焼津市	<1.0	3.9	4.9	
22	大井川水域	大井川	下泉橋	川根本町	10月25日	<1.0	<1.0	<2.0
23	榛南小笠水域	萩間川	湊橋	牧之原市	10月31日	<1.0	4.2	5.2
24		湯日川	岩留橋	吉田町		<1.0	2.1	3.1
25		坂口谷川	寄子橋	牧之原市		<1.0	2.1	3.1
26		勝間田川	港橋	牧之原市		<1.0	3.7	4.7
27	太田川水域	太田川	二瀬(西)橋	袋井市	10月31日	<1.0	1.1	2.1
28			豊浜橋	磐田市		<1.0	1.8	2.8
29		原野谷川	二瀬(東)橋	袋井市		<1.0	2.5	3.5
30		仿僧川	東橋	磐田市		<1.0	4.5	5.5
31		敷地川	向笠2号橋	磐田市		<1.0	1.6	2.6
32		逆川	逆川	鞍下橋		掛川市	10月25日	<1.0
33	曙橋			袋井市	<1.0	3.1		4.1

・「<」は定量下限値未満を表す。

・PFOSとPFOAの合計値は端数処理のため、それぞれの値の合計と一致しない場合がある。
また、2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、定量下限値の数値を測定値として合計を求めている。



参考資料

1 PFOS・PFOAの用途と規制

- ・PFASのうちPFOS、PFOAは、撥水・撥油性が高く、熱に強い^{ビーフォス ビーフォア}ため、防水服や泡消火剤、フッ素樹脂加工など様々な用途で使用されてきました。
- ・自然環境中で分解されにくく、蓄積されやすい性質があり、発がん性等の健康影響への懸念もあり、令和3年までに製造・輸入が原則禁止されています。
- ・PFOS、PFOAについては、現時点では「環境基準項目」（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）とはなっていませんが、令和2年に環境省は、引き続き知見の集積に努めるべき「要監視項目」とし、暫定目標値（2物質合算 50ng/L、PFOSとPFOAの合計値）^{※1}が設定されています。

※1 令和2年当時の科学的知見に基づき、体重 50 kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの
1 ng/L=水 1 リットル中 10 億分の 1 グラム

2 PFOS・PFOAに関する事業者指導

- ・水質汚濁防止法の指定物質^{※2}であるPFOS、PFOAは、排水基準は定められていません。
- ・排水基準の定めがある有害物質等とは異なり、指定物質について行政は水質汚濁防止法第22条の規定による報告徴収や立入検査を行うことはできません。
- ・指定物質を製造・貯蔵・使用等する施設を設置する工場又は事業場は、その施設の破損などの事故が発生し、指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、水質汚濁防止法第14条の2に基づき、工場又は事業場の設置者は事故の状況及び講じた措置の概要を届け出ることになります。
- ・PFOS、PFOAが指定物質に追加された令和5年2月以前に使用廃止している場合、暫定目標値を超過するPFOS、PFOAを含む水が公共用水域に排出された場合であっても、事故の状況及び講じた措置の概要を届出させる指導はできません。

※2 有害物質や油を除き、公共用水域^{※3}に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質（60種類）
事故により流出した場合の措置を事業者^{※3}に義務付け

※3 河川、湖沼、海及びそれらに接続する公共溝渠、用水路

○PFAS規制の状況

平成22年4月	PFOSの製造・輸入等を原則禁止
令和2年5月	PFOS、PFOAが人の健康の保護に関する「要監視項目」に位置付け（暫定目標値の設定）
令和3年4月	PFOAの製造・輸入等を原則禁止
令和4年12月	PFOS、PFOAが水質汚濁防止法の指定物質に追加 令和5年2月1日施行

3 PFOS・PFOAの製造・使用・廃棄

- ・PRTR法^{※4}により、PFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄する事業所は、排出量等を国に対して報告する義務^{※5}があります。
- ・令和4年度までに、県内事業所（政令市含む）からPFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄した旨の報告はされていません。

※4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※5 PFOSは平成22年度分から、PFOAは令和5年度分から報告義務が課せられている。

4 PFOS・PFOAの健康への影響

- ・人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はありません。
- ・そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。
- ・国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、国では、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進めています。

（出典）「PFOS、PFOAに関するQ&A集」（環境省、PFASに対する総合戦略検討専門家会議 2023年7月）

5 参考（PFOS・PFOAに関するQ&A）

現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」監修の下で、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」作成されました。

環境省『PFOS、PFOAに関するQ&A集』2023年7月

URL：<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>

（参考）

静岡県内では、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の4市は、水質汚濁防止法に基づき公共用水域の常時監視や事業者に関する指導等を行っております。